議案第84号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年板橋区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

- 4 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第1項第3号の規定を適 用しないこととすることができる。
 - (1) 区長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合(前号に該当する場合を除く。)
 - 第42条第5項中「前項の」を「前項第2号に該当する」に改める。 付 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)
 内閣府令の改正に伴い、板橋区における特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を改める必要がある。